

## 9 完了検査対応

### (1) 発注者様による検査方法の違い

完了検査は、電子成果品の納品確認後行われますが、発注者様により取り扱いが異なりますので、愛知県以外の発注者様とあいち建設情報共有システムをご利用いただく場合は、事前に確認されることをお勧めします。

以下では、愛知県建設局及び愛知県建築局の取り扱いをご紹介します。

- ・愛知県  
(建築局を除く)
- ・愛知県公営企業

※愛知県情報共有運用ガイドライン「第3章 3-9 工事検査」より引用

当面の間、工事検査（中間検査及び完了検査）時における電子データの確認は、受注者のパソコンにダウンロードされたデータを用いて実施する

- (1) 受注者は、システムから電子データ（完了検査時は、発注者の確認を受けた電子成果品とする）をダウンロードし、検査用のパソコン内に保存する（検査時はシステムに接続不要）。
- (2) 検査時の機器構成は「愛知県電子納品運用ガイドライン」参考資料4によるものとするが、検査対象のデータが多い場合は、検査用パソコン及びモニタを2台用意することが望ましい。  
受注者による2台目のパソコンの用意が困難な場合は、事前協議により発注者のパソコンを利用するなど、発注者が協力すること。
- (3) 検査員は、必要に応じて、検査を担当する工事のデータを、事前にシステムで閲覧することができる。
- (4) 電子データを用いた検査の方法は、「愛知県電子納品運用ガイドライン」(4-7 検査（中間検査・完了検査）)に準拠する。

※協会注※

電子成果品を確認するときは、専用の閲覧ソフトが必要です。受注者様は、閲覧ソフトを用意のうえ検査に臨んでください。閲覧ソフトは、協会の「あいち建設情報共有システムポータルサイト」でもダウンロード可能です。

- ・愛知県建築局

建築局の案件には、「愛知県建築局発注工事における情報共有システム運用の手引き（案）」が適用されます。

システムの操作方法は、後述する「9（3）検査に向けての事前準備（建築局）」および「愛知県建築局発注工事における情報共有システム運用の手引き（案）」を参照してください。